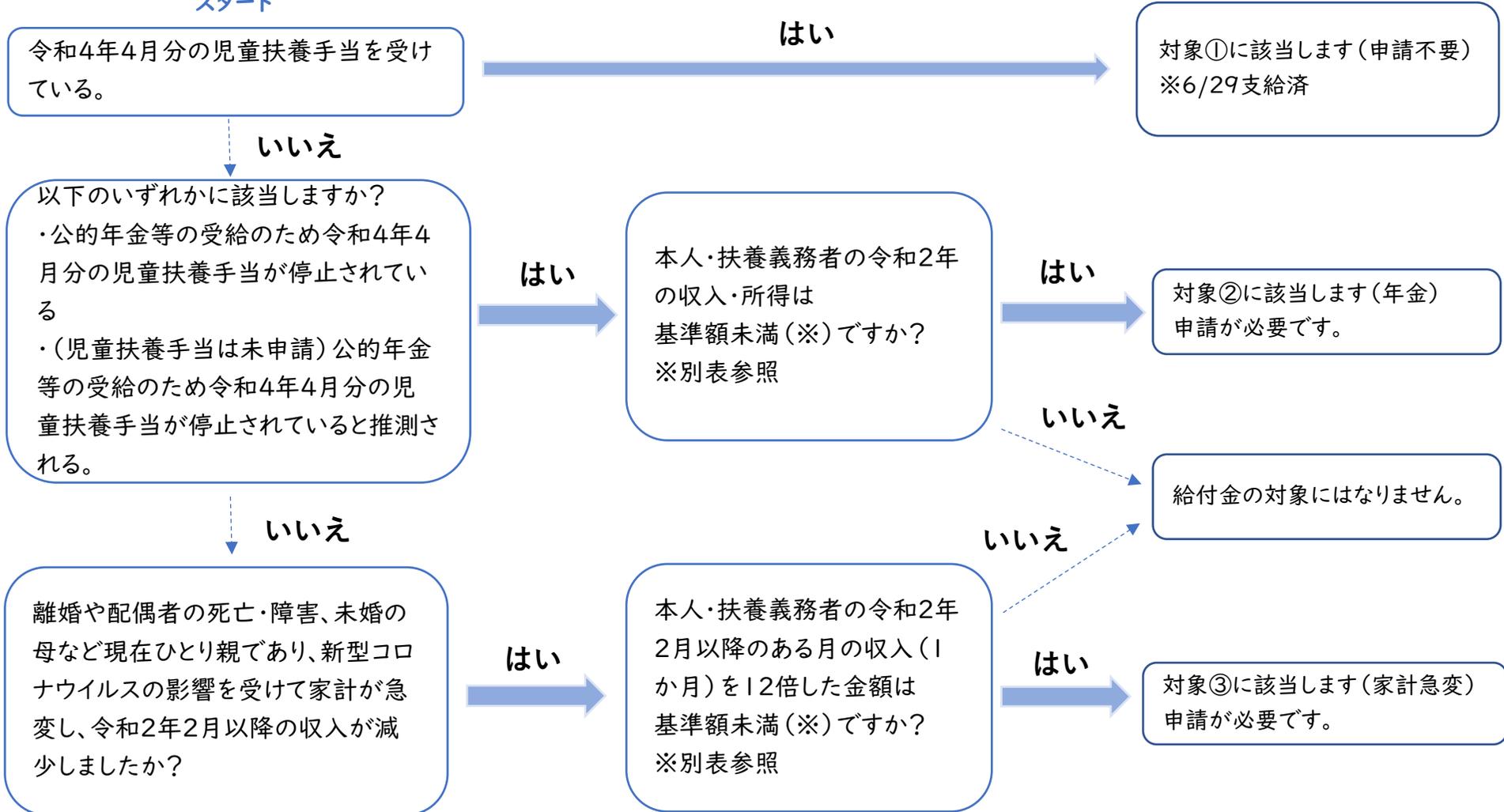


## <フローチャート>

対象となる方

- ①児童扶養手当法上の「ひとり親」であること（離婚・死別・未婚の母・父母以外の養育者等）
- ②平成16年4月2日以降に生まれた児童がいる（障害がある児童の場合は20歳未満）

スタート



## <収入・所得基準額表>

②（公的年金受給者）及び③（家計急変）の対象者の収入または所得の基準となる額は次のとおりです。②の対象者については令和2年中の収入または所得が、③の対象者は令和2年2月以降の任意の1か月の収入または所得を12倍にした額が、基準額を下回っている必要があります。

### 【収入の基準額】

扶養親族等の数	支給対象者	扶養義務者
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円

※4人以降は1人つき475,000円加算されます。

### 【所得の基準額】

扶養親族等の数	支給対象者	扶養義務者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人	3,440,000円	3,880,000円

※4人以降は1人つき380,000円加算されます。